

令和4年6月30日開催 東京家庭裁判所委員会報告

「家事調停について」

東京家庭裁判所委員会委員・会員 芹澤 眞澄 (43期)

令和4年6月30日、東京家庭裁判所委員会が開催されました。今回のテーマは「家事調停について」でした。

1 裁判所からのご説明

まず、家事調停手続に関する概要の説明がありました。

次に、中心テーマである「家事調停手続におけるウェブ会議の導入」について、現在、東京、大阪、名古屋、福岡の本庁で試行されており、本年度中に横浜、さいたま、千葉、前橋、静岡を含む19の各家裁本庁に試行を拡大予定であること、Webex Meetingというウェブ会議システムを利用することなどの説明がありました。ウェブ会議には、①当事者の出頭負担の軽減、②安全・安心な調停手続の実現、③感染症対策などのメリットがあるとのことがありました。これまでの試行の中での課題としては、①対象事件の選別、②非公開性の担保の2つがあり、特に②については、なりすましや第三者の立会いがいないことの確認に注力しているとのことでした。

2 模擬調停の実施とご説明

東京家庭裁判所本庁19階の大会議室の一角を調停室、別室を法律事務所に見立ててノートパソコンを持ち込んでウェブ会議による模擬調停が行われました。事案は妻が夫に暴力を振るわれていたとして申し立てた離婚調停で、第1回期日では出頭した妻が取り乱して真意を引き出せず第2回期日をウェブ会議としたという設定でした。夫は裁判所に出頭し妻は代理人弁護士の事務所から出席、夫には妻側がウェブ出席していることを説明したうえで直接話を聞き、その後妻の代理人弁護士の事務所に電話をして代理人弁護士と妻がパソコンの画面に現れて話を聞く、という流れでした。最初に代理人弁護士と妻が画面に現れた際にはパソコンのカメラを360度回して2人しかその空間にいないことや録音・録画をしていないことの確認などが行われました。代理人弁護士がいない場合で当事者本人と初めて画面上で会う際などには画面で身分証明書の提示を求めるとのことでした。

3 意見交換

まず、家裁委員からウェブ会議で当事者の心の奥がみえるのかとの質問があり、裁判所からは電話会議よりも表情もわかり心情はくみとりやすい、裁判所に直接出頭して話したいという当事者の要望があれば従う、調停の段階ごとにウェブ会議とするかどうかは使い分けるなどのお話がありました。

通信が中断した場合どうするのかとの質問に対しては、電話会議に切りかえて続行するなどの回答がありました。

裁判所によれば、ウェブ会議のカメラのとらえる範囲が広いので手元の記録やメモ等がうつらないように置く位置をどこにするか画面のうつり方に注意すること、画面共有やファイル共有はしない、バーチャル背景は使用を控えてもらっているとのことでした。

代理人弁護士は事務所で、本人は自宅で、相手方は家裁で、という3か所でのウェブ会議は実施できるかとの家裁委員からの質問に対しては、裁判所はこれまで事例としてはほぼないようであるが、たとえばDV事案で相手方に弁護士の事務所にいると知られたくないなど、事案によりニーズがあれば応えていく必要はあるとのことでした。

裁判所によれば、代理人弁護士がついていない事案での試行も行っており、手続の生命線である非公開性が実現できるかどうかや当事者のITスキルなどの見極めをしている、ウェブ会議の本格実施の時期については現時点では明確には決まっていないとのことでした。

なお、遺産分割調停でもウェブ会議は導入されているとのこともありました。

4 次回令和4年11月30日のテーマは「東京家庭裁判所における改正少年法の施行・運用状況について」となりました。

地方裁判所委員会、家庭裁判所委員会に取り上げてほしい話題やご意見等がありましたら、下記当会バックアップ協議会担当者までご連絡ください。

*問い合わせ先：司法調査課 TEL 03-3581-2207